



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 63/2016年1月号

発行日：2016年1月26日

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、すこやかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年経済的には、株価、為替、物価等は大きな変動・伸びもなく大きな動きのない静かな年でしたが、北陸新幹線の開通、国産初のジェット旅客機の初飛行、ラグビー日本代表が大活躍するなど明るいニュースもありました。一方、公認会計士業界では大手電気メーカーの会計不祥事等発生し、大変な試練の年でありました。昨年6月から上場企業には「コーポレートガバナンス・コード」「日本版ステewardシップ・コード」が導入され、ガバナンスの実効性を求められる時代となっています。

上場企業においてIFRS適用企業は現在97社ですが97社の時価総額では全上場企業の約2割を占めるまでに拡大し、今年もIFRS適用企業が増える見込みです。また学校法人関係では、昨年より新学校法人会計基準が文科省管轄の大規模学校法人に適用されており、平成28年度からは幼稚園を運営する知事所轄の学校法人にも適用が予定されています。更に幼稚園によっては認定こども園への移行の可否も大きなテーマです。これからも農業協同組合、社会福祉法人、医療法人への会計監査導入により監査業務はますます拡大しています。

今年も、当監査法人では、昨年同様引き続き品質管理の充実に努めて参ります。

年頭に当たり皆様のますますのご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

東光監査法人 包括代表社員 外山 卓夫

I. 最新情報（2015年12月1日～2015年12月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年12 月28日	研究 報告	学校法人委員会 研究報告第32号 「施設型給付費を 受ける幼稚園のみ を設置する学校法 人等の会計及び監 査に関する研究報 告」の公表につい て	日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成27年12月7日に開催されました常務理事会の承認を受けて、学校法人委員会研究報告第32号「施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法人等の会計及び監査に関する研究報告」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。 本研究報告は、子ども・子育て支援新制度において施設型給付へ移行した幼稚園等の私立学校振興助成法第14条第3項の規定に準ずる監査を会員が実施する際の参考として取りまとめたものです。	適用時期に関する記載はないが、平成27年4月1日以降開始する会計年度に係る監査の実務の参考とする

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年12 月7日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第56号 「国際公会計基準 の適用範囲」に対 するコメントの提 出について	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2015年7月に、公開草案第56号「国際公会計基準の適用範囲」（ED 56, The Applicability of IPSASs）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2015年11月30日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。	—

5. IT 関係（IT 委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年12 月9日	公開 草案	IT委員会研究報 告「ITを利用し た監査の展望～未 来の監査へのアプ ローチ～」（公開 草案）の公表につ	日本公認会計士協会（IT委員会）では、IT委員会研究報告「ITを利用した監査の展望～未来の監査へのアプローチ～」を検討し、このたび一応の取りまとめを終えたため草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 本研究報告では、国内外におけるITを利用した監査のアプローチの動向について検討を行うとともに、将来的にITが全面的に利	—

		いて	用されている企業環境において、精査的な手法及び統計学的アプローチに比重を置いた監査のアプローチが確立される可能性について、現状における展望の取りまとめを行っております。また、未来の監査の事例として、ITの普及により大量のデータを取り扱うことが可能となった2025年頃の社会を想定し、その時代に即した監査のアプローチを例示しています。	
--	--	----	--	--

6. その他
特になし

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

平成28年1月18日（月）日本経済新聞の朝刊に「監督機能対応に戸惑い」というタイトルで掲載されたように、昨今、企業統治ルールの整備が急速に進み、監査役の職務について様々な議論が講じられています。そこで今回は、日本監査役協会が昨夏まとめた新しい「監査役監査基準」についてご紹介したいと思います。

但し、意見に関する部分は筆者の私見に基づくもので、監査法人としての統一意見ではございませんので、ご了承ください。

1 改定の趣旨

- ①従来の基準では、法的義務を伴う規範と企業統治の観点から望ましい規範が混在していました。利用者の利便性をより一層向上させるべく、各条項をレベル分けしかつ補足の追記を行っております。
- ②内容面では、会社法及び会社法施行規則等の改正の内容及びコーポレートガバナンスコード（以下コードという）の各原則を反映しています。コードでは、取締役会の監督機能の向上及び実効性確保が図られているほか、監査役の「守りの機能」だけでない能動的・積極的な行動が求められており、一般論としてコードの原則を尊重する規定を定めるだけでなく、勘案することが望ましいと考えられる原則に対応する規定（主にレベル4に相当する内容）も設定しています。

2 主な改定内容

- ①会社法及び会社法施行規則等の改正を踏まえ、会計監査人に選解任等議案の内容決定について規定しました。
- ②コード基本原則2、基本原則4等を踏まえ、監査役の職責と心構えの内容を拡充したほか、監督機能の一翼を担う監査役の役割やコードを踏まえた対応について規定しました。
- ③コード基本原則等を踏まえ、監査役の研修、監査役候補者の選定方針への関与、株主等との対話、社外取締役等との連携、監査役会の監査実績の評価等について規定しました。
- ④監査役の監査の位置づけ及び手法を鑑みて、適切と考えられる用語に変更しました（「関係」から「連携」に変更）。

3 本基準の対象会社について

本基準の対象会社は、従前の監査役監査基準と同じく会社法上の大会社を対象として、主に上場会社を念頭において作成されたものであります。大会社でない会社の場合には、各社の監査環境等に留意し本基準を参考にすることが望まれます。

4 レベル分けと各項目の位置づけ

レベル	項目の位置づけ
1	法定事項(会社法及び会社法施行規則等で監査役の職務として定められたもの)

2	不遵守があった場合に、善管注意義務違反となる蓋然性が相当程度ある事項
3	不遵守が直ちに善管注意義務違反となるわけではないが、不遵守の態様によっては善管注意義務違反を問われることがありえる事項
4	努力義務事項、望ましい事項、行動規範ではあるが上記1～3に該当しない事項（コードを踏まえた努力義務事項、望ましい行動）
5	権利の確認等上記1～4に当てはまらない事項

5 コードを踏まえた対応

監査役監査基準の中に、「第4章 コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応」が書かれています。第4章には、第13条（コードを踏まえた対応）及び第14条（株主との建設的な対話）が規定されており主にレベル4から構成されています。第13条第2項では、監査役及び監査役会は、取締役会（会社の機関を指しています）が担う監督機能（1. 企業戦略等の大きな方向性を示す、2. 業務執行取締役による適切なリスクテイクを支える環境整備の構築、3. 独立した立場からの各取締役に対する実効性の高い監督）が会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促しかつ収益力・資本効率等の改善を図るべく適切に発揮されているか監視することが要請されています。また補足の説明には、監査役及び監査役会は、取締役会（会社の機関を指しています）と協働して会社の広義の監督機能の一翼を担う機関であることを明示し、1つの例示として適切なリスクテイクの礎となる内部統制システムの在り方について構築の段階から積極的に意見を表明することも考えられるとしています。但し、関与の度合いは各社の事情により異なるべきものであり、当該事項をレベル4として位置づけたと解説しています。

6 まとめ

今回の改定は、各社の監査役及び監査役会の行動指針に大きな影響を及ぼすことになるのは容易に推定できます。特に監査役及び監査役会監査が、適法性監査に力点を置いていた従来の立ち位置から経営判断の妥当性の評価まで業務が拡大していると考えられるためです。しかしこのことは、各社にとって最も望ましい機関設計は何かを再度考え直す良い機会ではないかと思っています。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703